

平成 29 年度
水質汚濁防止法等の施行状況
(第 2 版)

令和 2 年 6 月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	平成 26 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成29年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設定等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排水水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設定等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表1に示す。平成30年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は258,888（259,571）（括弧内数値は平成29年3月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は3,299（3,301）、合計で262,187（262,872）であり、平成29年3月末時点と比較すると、特定事業場数は685件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は2（2）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

31,441 (31,699) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,694 (3,681) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,764 (10,966) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,908 (3,967) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、18,366 (18,614) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場は 3,766 (3,813) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場は 448 (422) であった。平成 30 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 30 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,680 (1,952) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 651 (749) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 28 (28)、782 (793) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,490 (2,773) であった。

なお、これら 1,680 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 24、霞ヶ浦 352、印旛沼 130、手賀沼 70、諏訪湖 66、野尻湖 0、琵琶湖 637、中海 100、宍道湖 105、児島湖 189 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 194,158 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 194,158 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の事業場数は 175,250 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

平成29年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,477件、法第5条第2項に係る届出数は0件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は277件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は307件であった。また、法第7条に基づく届出数は4,115件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、または使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 3 項）。

平成 29 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

平成 29 年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 9 件であり、一時停止命令の発動件数は 1 件であった。また、法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 1 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 1 件、一時停止命令の件数は 1 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,752 件であり、公共用水域関係では 7,800 件、地下水関係では 952 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

平成 29 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 35,710 件、夜間立入が 484 件で立入件数は計 36,194 件であった。なお、36,194 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 3,199 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 29 年度における排水基準違反の件数は 1 事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県の調査によるものが 0 件、海上保安庁の調査によるものが 1 件であった。

また、違反業種・施設名は、生コンクリート製造業が 1 件であり、違反項目は水素イオン濃度が 1 件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 2 項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 3 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 4 項）。

平成 29 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 242 件（内訳：公共用水域関係 222 件、地下水関係 20 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 24 件（内訳：公共用水域関係 13 件、地下水関係 11 件）であり、法第 14 条の 2 第 3 項に係る届出数は 254 件（内訳：公共用水域関係 212 件、地下水関係 42 件）であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 29 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 8）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

平成 29 年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、平成 30 年 3 月末現在、208 地域（41 都府県 333 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。平成 30 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 10,076 であり、平成 29 年 3 月末時点（10,104）と比較すると事業場数は若干減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,473（約 15%）、伊勢湾 3,076（約 31%）、瀬戸内海 5,527（約 55%）であった。また、

法第 14 条第 3 項に係る届出数は 406 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 50 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 278 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 430 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の内海地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 29 年（1～12 月）における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数も 0 件であった。なお、平成 29 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m³以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成29年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように249件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は188件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第15条及び第16条）は0件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）は3件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第20条第2項）。

平成29年度における改善勧告（湖沼法第20条第1項）の件数は0件であり、改善命令（湖沼法第20条第2項）についても0件であった。また、湖沼法第10条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 105 件、口頭による指導が 80 件で、内容は処理施設の改善が 60 件、その他が 124 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導、口頭による指導ともに 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区分	全特定 事業場数	排水量規模				水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)	
		①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場			
A 平成 30年 3月末 現在		262,187 (2)	31,441	3,694 (1)	226,838	10,764 (1)	3,908	3,766 (448)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	258,888 (2)	28,378	3,188 (1)	226,602	10,737 (1)	3,908	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,299	3,063	506	236	27		
B 平成 29年 3月末 現在		262,872 (2)	31,699	3,681 (1)	227,206	10,966 (1)	3,967	3,813 (422)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	259,571 (2)	28,638	3,168 (1)	226,966	10,936 (1)	3,967	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,301	3,061	513	240	30		
対前年比 A / B		(100%)	(99%)	(100%)	(100%)	(98%)	(99%)	(99%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(100%)	(99%)	(101%)	(100%)	(98%)	(99%)	
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(100%)	(100%)	(99%)	(98%)	(90%)		

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海上の特定事業場						
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場			総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害物質 使用の 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場		
		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害物質 使用の 特定事業場 (地下浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用の 特定事業場 (地下浸透分)	⑤第3条第5項 有害物質貯蔵 指定事業場	総数	うち有害物質 貯蔵指定 施設の 数								
1	北海道	5,553	1,216	42			4,254	134		83	76	21					
2	青森県	3,914	355	17			3,559	54			8	1					
3	岩手県	4,587	586	43			3,992	94		9	63	7					
4	宮城県	4,461	415	34			4,046	111			28	5					
5	秋田県	3,025	542	37			2,483	80	(1)		10						
6	山形県	3,102	451	53			2,651	129			40	1					
7	福島県	5,859	748	148			5,111	230			108	3					
8	茨城県	7,396	783	129			6,590	162		23	135	18					
9	栃木県	7,319	993	71			6,326	161			68	4					
10	群馬県	3,084	559	62			2,509	92		16	35	1					
11	埼玉県	6,275	614	76			5,636	453		25	111	6					
12	千葉県	7,617	748	70			6,865	150		4	79	12					
13	東京都	2,565	91	12			1,360	259		1,114	151	29					
14	神奈川県	3,298	245	39			3,041	122		12	46	2					
15	新潟県	5,402	629	61			4,768	340		5	81	3					
16	富山県	2,501	385	91			2,104	99		12	40	2					
17	石川県	3,287	492	47			2,795	103			33	5					
18	福井県	2,015	312	30			1,702	70		1	36	6					
19	山梨県	4,503	392	43			4,111	167			52	20					
20	長野県	10,483	983	79			9,500	293			69	4					
21	岐阜県	7,428	905	91			6,523	140			73	7					
22	静岡県	7,451	989	148	(1)		6,462	137			88	13					
23	愛知県	8,135	1,146	240			6,974	371		15	159	14					
24	三重県	7,404	828	37			6,576	123			48	5					
25	滋賀県	3,015	539	94			2,476	195			46	1					
26	京都府	3,592	226	15			3,366	119			47	4	98	84	17	14	3
27	大阪府	1,680	95				1,504	186		81	64	8	173	159	26	14	1
28	兵庫県	6,957	544	95			6,410	444		3	69	6	297	275	63	22	6
29	奈良県	2,762	211	8			2,551	129			12		221	213	19	8	2
30	和歌山県	2,953	319	12			2,634	84			16	1	81	76		5	
31	鳥取県	1,719	239	11			1,480	51			7						
32	島根県	2,427	266	14			2,160	44		1	5	1					
33	岡山県	2,640	159	1			2,481	100			34	2	199	187	30	12	1
34	広島県	3,412	212	5			3,200	83			35	6	285	256	23	29	2
35	山口県	3,242	217				2,971	36		54	65	11	245	236	39	9	
36	徳島県	3,458	111				3,341	39		6	22		168	154	18	14	
37	香川県	2,719	111				2,608	55			21	2	198	174	14	24	1
38	愛媛県	3,367	164				3,192	51		11	33	5	203	193	37	10	
39	高知県	2,259	253	17			2,006	46			7						
40	福岡県	4,252	624	41			3,574	76		54	58	14	45	37	3	8	1
41	佐賀県	2,247	279	25			1,968	55			26	2					
42	長崎県	5,323	291	41			5,032	61			10	1					
43	熊本県	2,673	444	33			2,226	65		3	33	1					
44	大分県	4,079	229	4			3,850	40			16	2	142	140	4	2	1
45	宮崎県	3,082	353	14			2,724	32		5	18	1					
46	鹿児島県	4,894	743	70			4,151	244			20	2					
47	沖縄県	1,501	438	31			1,063	37			9	1					
	都道府県計	200,917	22,474	2,231	(1)		176,906	6,346	(1)	1,537	2,310	260	2,355	2,184	293	171	18
	政令市計	57,971	5,904	957			49,696	4,391		2,371	1,456	188	944	879	213	65	9
	合計	258,888	28,378	3,188	(1)		226,602	10,737	(1)	3,908	3,766	448	3,299	3,063	506	236	27

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海上の特定事業場				
		特定事業場							有害物質貯蔵指定事業場			総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
		総数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 貯蔵指定 事業場	総数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の						
1	札幌市	202	39	3		43	2		120	8	2					
2	函館市	214	40	1		152	4		22							
3	旭川市	192	24	4		136	3		32	3						
4	青森市	527	72	3		450	12		5	3	1					
5	八戸市	295	78	11		212	10		5	10	1					
6	盛岡市	493	33	5		451	37		9	4						
7	仙台市	1,001	64	2		907	64		30	14	2					
8	秋田市	357	76	17		276	41		5	9	2					
9	山形市	652	80	8		570	38		2	8						
10	福島市	657	110	13		543	18		4	5	1					
11	郡山市	720	116	24		604	31			2	2					
12	いわき市	617	136	31		481	26			22	3					
13	水戸市	647	53	3		594	27			5						
14	つくば市	607	19	4		574	111		14	18	1					
15	宇都宮市	928	130	8		777	20		21	19	4					
16	前橋市	643	112	13		527	31		4	3						
17	高崎市	457	71	14		385	39		1	14	2					
18	伊勢崎市	554	125	32		427	21		2	4						
19	太田市	352	103	26		247	42		2	9						
20	さいたま市	872	63	17		777	119		32	15	1					
21	川越市	350	68	20		282	61			14	3					
22	熊谷市	468	78	11		390	15			6						
23	川口市	314	23	1		264	50		27	13	7					
24	所沢市	154	18	4		134	19		2	3	1					
25	春日部市	311	20	2		291	14			2	1					
26	草加市	182	23	11		159	26			6						
27	越谷市	324	22	1		302	25			1						
28	千葉市	741	47	6		685	63		9	14						
29	市川市	399	77	9		320	23		2	13	1					
30	船橋市	401	78	5		312	16		11	7	2					
31	松戸市	293	35	5		256	28		2	8						
32	柏市	284	48	5		235	39		1	5						
33	市原市	459	87	26		372	21			36	3					
34	八王子市	415	21	1		385	71		9	2	1					
35	町田市	348	17	1		331	52									
36	横浜市	1,649	80	31		1,464	306		105	72	10					
37	川崎市	600	60	31		457	106		83	68	10					
38	相模原市	709	24	6		684	93		1	12						
39	横須賀市	75	15	11		55	29		5	8						
40	平塚市	302	12	5		287	75		3	15						
41	藤沢市	211	22	11		179	41		10	10	1					
42	小田原市	275	25	8		250	9			3						
43	茅ヶ崎市	94	8	3		86	23			9	1					
44	厚木市	267	9	3		253	48		5	6						
45	大和市	103	9	3		89	27		5	1						
46	新潟市	1,454	140	12		1,314	109			24	3					
47	長岡市	716	71	7		642	40		3	8	3					
48	上越市	927	101	19		826	21			21						
49	富山市	879	183	53		688	35		8	32	2					
50	金沢市	574	63	12		511	62			1						
51	福井市	375	102	13		273	28			12						
52	甲府市	290	47	15		224	33		19	3						
53	長野市	1,239	138	36		1,099	99		2	6						
54	松本市	611	49	13		560	44			2	6					
55	岐阜市	764	67	10		696	34			1	7					

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海上の特定事業場							
		特定事業場						有害物質貯蔵指定事業場			総数	①平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数		③平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害物質使用 特定事業場		
		総数	①平均排水量50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	③平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質使用 特定事業場 (地下浸透分)	⑤第5条第3項有害物質貯蔵 指定事業場	総数	うち有害物質貯蔵 指定施設 の	②うち有害物質使用 特定事業場		③平均排水量50m ³ /日未満 の事業場数						
56	静岡市	1,180	122	20			1,010	64			48	17	2					
57	浜松市	993	138	41			788	37			67	17	4					
58	沼津市	931	83	13			848	12				35	6					
59	富士市	674	146	38			514	13			14	12	1					
60	名古屋市	574	72	13			342	70			160	51	10					
61	豊橋市	666	88	19			578	36				6	1					
62	岡崎市	418	63	8			345	32			10	6						
63	一宮市	415	61	5			354	42				3						
64	春日井市	459	75	14			384	44				15	1					
65	豊田市	886	131	29			754	29			1	12						
66	四日市市	890	113	17			777	16				34	1					
67	大津市	351	40	12			311	34				5						
68	京都市	934	7				801	66			126	25	4	20	18	2		2
69	大阪市	790	13				60	34			717	85	20	11	11	6		
70	堺市	295	19				248	62			28	40	2	60	59	22		1
71	岸和田市	193	8				177	37			8	7	1					
72	豊中市	83	2				66	20			15	10	2					
73	吹田市	85	2				58	14			25	5						
74	高槻市	125	2				115	20			8	3		8	7	1		1
75	枚方市	241	35	9			206	32				7		12	12	4		
76	茨木市	110	1				101	40			8	12						
77	八尾市	287	5				257	51			25	4	3					
78	寝屋川市	124	1				117	18			6	2						
79	東大阪市	133	10	1			123	16				9	2	6	6	1		
80	神戸市	838	38				748	204			52	53	9	49	47	9	2	
81	姫路市	424	48				363	21			13	22	3	56	51	9	5	1
82	尼崎市	119	4				55	8			60	37	7	18	16	9	2	2
83	明石市	62	7				47	5			8	8						
84	西宮市	160	3				157	26				4	1	11	10	2		1
85	加古川市	209	9				197	17			3	11	1					
86	宝塚市	105					105	6				1						
87	奈良市	309	18				287	18			4	1		23	20	2		3
88	和歌山市	754	58	4			685	32			11	15	5	77	73	7		4
89	鳥取市	545	75	5			470	30				3						
90	松江市	449	57	3			392	22				2						
91	岡山市	1,005	54				927	44			24	22	3	82	76	14		6
92	倉敷市	567	13				554	40				7	2	112	108	31		4
93	広島市	956	32				886	63			38	37	1	36	32	8		4
94	呉市	578	29				546	37			3	2		15	14	4		1
95	福山市	694	26				662	54			6	12	1	52	45	6		7
96	下関市	584	25				559					6		40	38	13		2
97	徳島市	668	59				602	13			7			49	45	8		4
98	高松市	1,040	27				1,005	41			8	8		40	36	4		4
99	松山市	631	30				594	39			7	5	1	65	60	8		5
100	高知市	658	99	17			557	13			2	4	1					1
101	北九州市	248	8				149	15			91	57	9	51	50	24		1
102	福岡市	369	26	3			221	3			122	12	4					
103	久留米市	356	43	5			313	11				1	1					
104	佐賀市	460	55	5			404	29			1	6						
105	長崎市	670	54				615	38			1	5	2					
106	佐世保市	516	66	3			450	12				2						
107	熊本市	1,068	84	13			984	43				11						
108	大分市	1,157	48				1,109	76				22	2	51	45	19		6
109	宮崎市	756	77	8			679	23				6	1					1
110	鹿児島市	599	59	2			530	87			10	23	3					
111	那覇市	36	5	1			22	1			9							
	政令市計	57,971	5,904	957			49,696	4,391			2,371	1,456	188	944	879	213	65	9

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房ダム野水池	八郎湖		震ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数			
	宮城	秋田	秋田	栃木	千葉	茨城	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山		岡山	倉敷	
1																												1	
1の2								1				1				2							1						5
2						8	1	6	1			1			2	1							1					22	
3			1			2		1							1						11	1						23	
4						8		1	1						10						1							22	
5			1			4		1							1													7	
6																													
7																												1	
8						1									1													2	
9																											1		
10			1			4		3					1	1	8													18	
11															1													1	
12						1																						1	
13																													
14																													
15																													
16						2			1						4											1		8	
17						2									1													3	
18																													
18の2						2		1																				3	
18の3																												1	
19													1		28	1						1						30	
20																													
21																													
21の2																													
21の3						1															1							2	
21の4																													
22															1													1	
23															1	1										1		3	
23の2						1									2													3	
24																													
25																													
26																												1	
27						1																						1	
28						1																						1	
29																													
30																													
31																													
32																												1	
33						3		1							5													9	
34																													
35																													
36																													
37																													
38																													
38の2																													
39																													
40																													
41																													
42																													
43																													
44																													
45																													
46																												5	
47						1		1							4											1		7	

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜 戸 野 水 池	八 郎 湖		震 ケ 浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶 湖				中 海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数		
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市			
48						1																							1	
49																														
50																														
51																														
51の2						2						1			1														4	
51の3						1																							1	
52																														
53								2					1			2	1												6	
54																6													6	
55						1										3													4	
56																														
57																1													1	
58																1	1												2	
59		1														1													2	
60																													1	
61								2															2	1					5	
62						1							1			1													3	
63						4										14								1	1				21	
63の2																														
63の3																														
64																														
64の2													1		6	3						1		1		1	1	15		
65		1				11	1	6			1	1	3		42	4						1	1	2	1			75		
66						7							2		3								1	1				15		
66の2																														
66の3	5	4				4	9					1	6		20	5						2		4	1	3	7	71		
66の4						1		2			1														1			6		
66の5		1				5		5							2							1						14		
66の6						13		5	1		2		1		25	3									2	4	2	58		
66の7						1																						2		
66の8																														
67						2	1	3		1					3							1	2					14		
68																														
68の2						2		4	1	1	2				2											1		14		
69						3																						3		
69の2																														
69の3								1				1																2		
70																														
70の2																														
71						1																						5		
71の2		1				3	1	4		1		2			12	1						1			1	1		28		
71の3								2		1					2													5		
71の4		1						1																				2		
71の5																												1		
71の6								1																				1		
72					1	88		31	8	5	6		4	15	154	1					6	9	8	37	12	6	12	418		
73	1					10								1	6	2					1		4	5		2	3	35		
74										1					3	1					1							6		
みなし指定地域特定施設1		1				13						2	1		15	11				2	1		2	4		6	4	62		
みなし指定地域特定施設2	1	6				119	2		6	16			38	27	192	4				25	6	5	20	9	5	78	30	589		
湖沼特定事業場数	7	24			1	336	15	85	19	26	13		57	66	597	40				51	26	23	76	29	18	114	57	1,680		
指定施設1		2				2		4		1					4							1		2				19		
指定施設2						8									1													9		
指定施設計		2				10		4		1				4	4							1		2				28		
準用指定施設	17	19				521	16		19					20	136						9	1	15	1		6	2	782		
総計	24	45			1	867	31	89	38	27	13		57	90	737	40				51	36	24	93	30	18	120	59	2,490		

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64,123 (24%)	4,231	59,892
2	自動式車両洗浄施設(71)	31,637 (12%)	93	31,544
3	畜産農業(1の2)	26,447 (10%)	409	26,038
4	洗濯業(67)	20,774 (8%)	489	20,285
5	し尿処理施設(72)	11,070 (4%)	9,287	1,783
6	豆腐・煮豆製造業(17)	10,920 (4%)	269	10,651
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,775 (4%)	2,143	7,632
8	水産食料品製造業(3)	8,360 (3%)	680	7,680
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,845 (2%)	1,292	4,553
10	写真現像業(68)	5,207 (2%)	15	5,192
総計		194,158 (74%)	18,908	175,250

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉍業・水洗炭業	(水)	151	59	8	92	
		(瀬)	15	9	6	6	1
			166	68	14	98	1
1 の 2	畜産農業	(水)	26,438	401	11	26,037	16
		(瀬)	9	8		1	
			26,447	409	11	26,038	16
2	畜産食料品製造業	(水)	2,919	555	60	2,364	25
		(瀬)	79	79	10		
			2,998	634	70	2,364	25
3	水産食料品製造業	(水)	8,299	619		7,680	
		(瀬)	61	61	2		
			8,360	680	2	7,680	
4	保存食料品製造業	(水)	4,843	499	4	4,344	2
		(瀬)	59	58	1	1	
			4,902	557	5	4,345	2
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,291	155	9	3,136	2
		(瀬)	27	25	2	2	
			3,318	180	11	3,138	2
6	小麦粉製造業	(水)	16			16	
		(瀬)					
			16			16	
7	砂糖製造業	(水)	72	39	1	33	
		(瀬)	5	5			
			77	44	1	33	
8	パン・菓子製造業	(水)	1,071	45		1,026	
		(瀬)	17	16		1	
			1,088	61		1,027	
9	米菓・こうじ製造業	(水)	569	54		515	
		(瀬)	1	1			
			570	55		515	
10	飲料製造業	(水)	3,970	475	55	3,495	22
		(瀬)	61	60	6	1	
			4,031	535	61	3,496	22
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	571	90	3	481	14
		(瀬)	5	5			
			576	95	3	481	14
12	動植物油脂製造業	(水)	296	51	1	245	6
		(瀬)	16	16	2		
			312	67	3	245	6
13	イースト製造業	(水)	4	2		2	
		(瀬)	1	1			
			5	3		2	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	109	58	2	51	
		(瀬)	4	4			
			113	62	2	51	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	65	12	1	53		
		(瀬)	1	1				
			66	13	1	53		
16	麵 類 製 造 業	(水)	2,854	106		2,748		
		(瀬)	21	21				
			2,875	127		2,748		
17	豆 腐 ・ 煮 豆 製 造 業	(水)	10,884	234	1	10,650		
		(瀬)	36	35		1		
			10,920	269	1	10,651		
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	12	2		10		
		(瀬)	1	1				
			13	3		10		
18 の 2	冷 凍 調 理 食 品 製 造 業	(水)	543	122		421		
		(瀬)	37	37				
			580	159		421		
18 の 3	た ば こ 製 造 業	(水)	14	2		12		
		(瀬)						
			14	2		12		
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,924	283	53	1,641	117	
		(瀬)	138	136	9	2		
			2,062	419	62	1,643	117	
20	洗 毛 業	(水)	14	2		12	2	
		(瀬)						
			14	2		12	2	
21	化 学 繊 維 製 造 業	(水)	25	19	8	6		
		(瀬)	17	17	9			
			42	36	17	6		
21 の 2	一 般 製 材 業 ・ 木 材 チ ッ プ 製 造 業	(水)	129	6		123		
		(瀬)						
			129	6		123		
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	258	14		244	1	
		(瀬)						
			258	14		244	1	
21 の 4	パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド 製 造 業	(水)	20	2		18	1	
		(瀬)	1	1				
			21	3		18	1	
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	333	7	4	326	38	
		(瀬)						
			333	7	4	326	38	
23	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	(水)	646	297	28	349	9	
		(瀬)	85	85	8			
			731	382	36	349	9	
23 の 2	新 聞 業 ・ 出 版 業 ・ 印 刷 業 ・ 製 版 業	(水)	1,559	29	8	1,530	224	
		(瀬)	4	4	2			
			1,563	33	10	1,530	224	

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
24	化学肥料製造業	(水)	57	15	12	42	10
		(瀬)	10	10	5		
			67	25	17		
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)					
		(瀬)					
26	無機顔料製造業	(水)	30	15	7	15	4
		(瀬)	17	17	9		
			47	32	16		
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	427	149	83	278	100
		(瀬)	77	77	45		
			504	226	128		
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	33	9		24	3
		(瀬)	3	3			
			36	12			
29	コーラタール製品製造業	(水)	3			3	1
		(瀬)	4	4	3		
			7	4	3		
30	発 酵 工 業	(水)	44	11	5	33	3
		(瀬)	2	2			
			46	13	5		
31	メタン誘導品製造業	(水)	13	5	3	8	4
		(瀬)	1	1	1		
			14	6	4		
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	41	16	12	25	6
		(瀬)	8	8	4		
			49	24	16		
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	279	123	51	156	35
		(瀬)	37	36	15		
			316	159	66		
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	9	8	7	
		(瀬)	2	2	1		
			18	11	9		
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	11	6	3	5	
		(瀬)	4	4	1		
			15	10	4		
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	17	4	3	13	6
		(瀬)	2	2	1		
			19	6	4		
37	そ の 他 石 油 化 学 工 業	(水)	63	24	15	39	9
		(瀬)	27	27	18		
			90	51	33		
38	石 け ん 製 造 業	(水)	28			28	
		(瀬)	3	3	1		
			31	3	1		

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①			③		
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2				2		
		(瀬)	2				2		
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1		6		
		(瀬)	7	1	1		6		
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	7	1			6	1	
		(瀬)	1	1					
			8	2			6	1	
41	香 料 製 造 業	(水)	54	11	4		43	7	
		(瀬)	2	2					
			56	13	4		43	7	
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	5	1			4		
		(瀬)	1	1					
			6	2			4		
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	12	6	4		6	1	
		(瀬)	1	1	1				
			13	7	5		6	1	
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	5	2			3		
		(瀬)	1	1					
			6	3			3		
45	木 材 化 学 工 業	(水)	1				1		
		(瀬)	1				1		
			1				1		
46	そ の 他 有 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業	(水)	437	159	93		278	74	
		(瀬)	50	48	22		2	1	
			487	207	115		280	75	
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	367	161	79		206	76	
		(瀬)	28	27	13		1		
			395	188	92		207	76	
48	火 薬 製 造 業	(水)	7	4	3		3	2	
		(瀬)	4	4	2				
			11	8	5		3	2	
49	農 薬 製 造 業	(水)	30	8	5		22	10	
		(瀬)	4	4	4				
			34	12	9		22	10	
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	9	2	1		7	6	
		(瀬)	9	2	1		7	6	
			9	2	1		7	6	
51	石 油 精 製 業	(水)	26	18	7		8	2	
		(瀬)	14	14	5				
			40	32	12		8	2	
51 の 2	自 動 車 用 タ イ ヤ ・ チ ュ ー プ ・ ゴ ム ホ ー ス ・ 工 業 用 ゴ ム 製 品 製 造 業	(水)	119	39	19		80	14	
		(瀬)	16	16	8				
			135	55	27		80	14	

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	①			③		
			平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテックス成形型）製造業	(水)	14	5	1	9	1	
		(瀬)	14	5	1	9	1	
52	皮 革 製 造 業	(水)	143	8	4	135	24	
		(瀬)	1	1				
			144	9	4	135	24	
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	684	108	78 (1)	576	235	
		(瀬)	6	6	4			
			690	114	82 (1)	576	235	
54	セメント製品製造業	(水)	2,350	51	5	2,299	47	
		(瀬)	10	7	2	3	2	
			2,360	58	7	2,302	49	
55	生コンクリート製造業	(水)	4,851	356	4	4,495	111	
		(瀬)	15	13		2		
			4,866	369	4	4,497	111	
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	24	1		23	6	
		(瀬)						
			24	1		23	6	
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	7	7				
		(瀬)	1	1				
			8	8				
58	窯業原料精製業	(水)	683	62	22	621	47	
		(瀬)	5	5	1			
			688	67	23	621	47	
59	砕 石 業	(水)	749	75		674	3	
		(瀬)	8	6		2		
			757	81		676	3	
60	砂利採取業	(水)	1,660	155		1,505	3	
		(瀬)	10	8		2		
			1,670	163		1,507	3	
61	鉄 鋼 業	(水)	223	85	33	138	9	
		(瀬)	44	44	23			
			267	129	56	138	9	
62	非鉄金属製造業	(水)	250	75	49	175	75	
		(瀬)	18	18	14			
			268	93	63	175	75	
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,441	476	310	1,965	503	
		(瀬)	56	53	31	3	1	
			2,497	529	341	1,968	504	
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	39	5		34	1	
		(瀬)	1	1				
			40	6		34	1	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	33	32	8	1		
		(瀬)	18	18	9			
			51	50	17	1		

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数		②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
			(水)	(瀨)		(水)	(瀨)	
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	12	4		8		
		(瀨)	5	3	3	2		
			17	7	3	10		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	693	255	19	438	13	
		(瀨)	58	45	3	13		
			751	300	22	451	13	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,685	1,138	750	4,547	1,755	
		(瀨)	160	154	98	6	3	
			5,845	1,292	848	4,553	1,758	
66	電気めっき施設	(水)	1,674	443	414	1,231	1,029	
		(瀨)	30	29	25	1	1	
			1,704	472	439	1,232	1,030	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	173	8	1	165	6	
		(瀨)	4	4				
			177	12	1	165	6	
66 の 3	旅館業	(水)	63,694	3,875	27	59,819	6	
		(瀨)	429	356		73	1	
			64,123	4,231	27	59,892	7	
66 の 4	共同調理場	(水)	1,092	237		855		
		(瀨)	37	34		3		
			1,129	271		858		
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,067	299		768	2	
		(瀨)	48	46		2		
			1,115	345		770	2	
66 の 6	飲食店	(水)	2,788	748	5	2,040	1	
		(瀨)	258	214		44		
			3,046	962	5	2,084	1	
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	53	13		40		
		(瀨)	2	2				
			55	15		40		
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	42			42		
		(瀨)	2	2				
			44	2		42		
67	洗濯業	(水)	20,722	439	47	20,283	1,319	
		(瀨)	52	50	1	2		
			20,774	489	48	20,285	1,319	
68	写真現像業	(水)	5,198	10	4	5,188	959	
		(瀨)	9	5	2	4	1	
			5,207	15	6	5,192	960	
68 の 2	病院	(水)	882	347	69	535	111	
		(瀨)	79	79	6			
			961	426	75	535	111	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	202	115	2	87	1	
		(瀨)	10	10				
			212	125	2	87	1	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		③	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
69 の 2	中 央 卸 売 市 場	(水)	26	7		19	
		(瀬)	3	3			
			29	10		19	
69 の 3	地 方 卸 売 市 場	(水)	106	48		58	
		(瀬)	3	3			
			109	51		58	
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	21	3		18	
		(瀬)	3	3			
			24	6		18	
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	791	9		782	3
		(瀬)	2			2	
			793	9		784	3
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	31,622	79	1	31,543	12
		(瀬)	15	14		1	
			31,637	93	1	31,544	12
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,849	413	268	4,436	2,427 (1)
		(瀬)	82	63	32	19	16
			4,931	476	300	4,455	2,443 (1)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	920	62	12	858	86
		(瀬)	12	10	3	2	
			932	72	15	860	86
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	491	74	23	417	83
		(瀬)	8	8	4		
			499	82	27	417	83
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	982	51	49	931	891
		(瀬)	6	6	6		
			988	57	55	931	891
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	66	17	7	49	38
		(瀬)	22	22	1		
			88	39	8	49	38
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	10,364	8,611	95	1,753	27
		(瀬)	706	676	10	30	
			11,070	9,287	105	1,783	27
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,146	2,096	161	50	2
		(瀬)					
			2,146	2,096	161	50	2
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	644	295	41	349	43
		(瀬)	41	40	12	1	
			685	335	53	350	43
-	し尿浄化槽（201人以上500人以 下） （指定地域特定施設）		9,775	2,143	4	7,632	5
			9,775	2,143	4	7,632	5
合 計		(水)	254,980	28,378	3,188 (1)	226,602	10,737 (1)
		(瀬)	3,299	3,063	506	236	27
			258,279	31,441	3,694 (1)	226,838	10,764 (1)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
 下段は両者の合計である。
 3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	北海道	74		5	4	83	95				1	191	113	304	33
2	青森県	28		1		29	25					47	31	78	7
3	岩手県	123		1	1	125	44					70	83	153	17
4	宮城県	77			1	78	110					120	49	169	23
5	秋田県	82				82	29					83	108	191	34
6	山形県	87			2	89	64					88	70	158	28
7	福島県	96			11	107	35					90	79	169	11
8	茨城県	209			15	224	114				1	242	205	447	58
9	栃木県	121		2	3	126	70				1	125	72	197	27
10	群馬県	76		1	2	79	69				3	71	91	162	19
11	埼玉県	169		3	2	174	74				2	188	155	343	44
12	千葉県	107		4	9	120	88					264	103	367	30
13	東京都	62		24	5	91	93					246	146	392	19
14	神奈川県	76		1	4	81	68				1	91	77	168	30
15	新潟県	107			6	113	93					134	107	241	41
16	富山県	66			3	69	46					58	58	116	13
17	石川県	49			9	58	60				1	55	39	94	24
18	福井県	67		2	3	72	27					48	46	94	12
19	山梨県	121		1	7	129	36					77	74	151	36
20	長野県	145			3	148	57					163	90	253	59
21	岐阜県	136			5	141	59				2	125	141	266	28
22	静岡県	136		4	5	145	107					179	100	279	26
23	愛知県	343		3	12	358	274				1	357	402	759	82
24	三重県	130			2	132	108				2	182	110	292	43
25	滋賀県	129			7	136	128				2	147	133	280	19
26	京都府	97		1	3	101	25					88	77	165	18
27	大阪府	60		7	2	69	61				2	80	66	146	9
28	兵庫県	62			9	71	55				2	111	109	220	19
29	奈良県	19		2		21	9					19	27	46	4
30	和歌山県	86			6	92	17					37	57	94	16
31	鳥取県	38				38	30				1	68	48	116	18
32	島根県	47				47	52					110	37	147	19
33	岡山県	45		1	3	49	16					34	30	64	11
34	広島県	82			2	84	25					85	67	152	17
35	山口県	26		5	18	49	25				2	67	24	91	18
36	徳島県	67			3	70	24					59	64	123	44
37	香川県	55		3		58	23					69	63	132	33
38	愛媛県	57		3	1	61	29					61	45	106	16
39	高知県	59				59	9					43	42	85	7
40	福岡県	80		7	8	95	76				1	143	82	225	22
41	佐賀県	118		6	3	127	37					59	59	118	21
42	長崎県	154			1	155	53					50	61	111	16
43	熊本県	122		1	2	125	33					39	33	72	8
44	大分県	127				127	10					54	54	108	27
45	宮崎県	84		1	1	86	54					80	85	165	32
46	鹿児島県	83			1	84	48					148	35	183	27
47	沖縄県	45		2		47	25					27	14	41	7
	都道府県計	4,429		91	184	4,704	2,709				25	4,972	3,861	8,833	1,172
	政令市計	2,048		186	123	2,357	1,406				102	2,859	2,315	5,174	404
	合計	6,477		277	307	7,061	4,115				127	7,831	6,176	14,007	1,576

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
1	札幌市	3		17		20	8				17	4	21		
2	函館市	1				1	4				11	6	17	1	
3	旭川市	1				1	3				12	5	17		
4	青森市	12				12	4				26	10	36	2	
5	八戸市	20				20	11				20	24	44	1	
6	盛岡市	7				7	2				16	9	25		
7	仙台市	41				41	23				57	39	96	9	
8	秋田市	14		1	1	16	9		2		95	35	130	10	
9	山形市	15				15	7				14	10	24	1	
10	福島市	6				6	3				14	11	25	1	
11	郡山市	29				29	14				29	15	44	4	
12	いわき市	41			4	45	19		2		59	41	100	12	
13	水戸市	9		1		10	1					3	3		
14	つくば市	87		2	3	92	53				39	79	118	4	
15	宇都宮市	22		1	2	25	17				18	20	38	1	
16	前橋市	19		2		21	10				23	11	34	2	
17	高崎市	26				26	11				27	31	58	4	
18	伊勢崎市	12				12	9				16	4	20	1	
19	太田市	34			1	35	27				27	35	62		
20	さいたま市	19		4		23	8				31	15	46	2	
21	川越市	4				4	18				31	11	42	3	
22	熊谷市	8			1	9	5				18	8	26	1	
23	川口市	8			2	10	1		2		13	35	48	1	
24	所沢市	2				2	4				12	2	14	1	
25	春日部市	4				4	2				5	3	8	1	
26	草加市	1				1	3				5	9	14		
27	越谷市	12				12	3				9	7	16	2	
28	千葉市	36		1	2	39	18				28	30	58	12	
29	市川市	10			1	11	5				38	12	50	2	
30	船橋市	14				14	14				60	29	89	3	
31	松戸市	7			1	8	7				15	28	43	1	
32	柏市	15			1	16	4				11	10	21	1	
33	市原市	19			3	22	28				51	16	67	4	
34	八王子市	24		2	3	29	1		1		27	35	62	7	
35	町田市	40				40	1				32	52	84	17	
36	横浜市	95		9	6	110	83		1		135	109	244	22	
37	川崎市	40		12	2	54	29				55	44	99	10	
38	相模原市	25				25	26				37	35	72	6	
39	横須賀市	7				7	1				25	11	36		
40	平塚市	32				32	29				40	30	70	2	
41	藤沢市	21		2		23	10				11	13	24	1	
42	小田原市	9			1	10	5				16	13	29	2	
43	茅ヶ崎市	14				14	6				9	14	23		
44	厚木市	34		1	2	37	24				22	19	41	1	
45	大和市	4				4	8				3	7	10	2	
46	新潟市	23			1	24	13				60	19	79	2	
47	長岡市	10				10	8				20	6	26		
48	上越市	22			4	26	9				12	12	24		
49	富山市	43			2	45	16				23	32	55	3	
50	金沢市	19				19	7				25	14	39	2	
51	福井市	19		1	1	21	1				6	12	18	1	
52	甲府市	7				7	3				10	11	21	4	
53	長野市	16				16	17				19	9	28	7	
54	松本市	18				18	20				35	34	69	7	
55	岐阜市	37		1		38	7				56	57	113	9	

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定施 設	有害物質 貯蔵指定施 設										
56	静岡市	22		1	1	24				2	34	35	69	5	
57	浜松市	27		7	5	39					72	39	111	13	
58	沼津市	1				1					12	1	13	1	
59	富士市	15			1	16					22	19	41	4	
60	名古屋	20		9	5	34					42	29	71	2	
61	豊橋市	18		1		19				1	32	35	67	4	
62	岡崎市	28		1		29				2	40	15	55	5	
63	一宮市	18				18					40	24	64	9	
64	春日井	12			2	14					35	18	53	4	
65	豊田市	90				90					42	67	109	4	
66	四日市	20		7	3	30					26	16	42	8	
67	津市	28				28					22	16	38	1	
68	京都市	41		31	6	78				60	30	31	61	7	
69	大阪市	13		28	9	50				17	47	55	102	8	
70	堺市	13		2	6	21				1	24	13	37	1	
71	岸和田	7		3	1	11				1	14	5	19	2	
72	豊中市	3		1		4					2	9	11		
73	吹田市	34		6		40					8	44	52		
74	高槻市	7		1		8					22	14	36	2	
75	枚方市	15				15					13	18	31	2	
76	茨木市	14		1		15					8	17	25	1	
77	八尾市	10		2		12					4	13	17	1	
78	寝屋川	5				5					5	8	13		
79	東大阪			1		1						3	3		
80	神戸市	38		3	1	42					62	44	106	8	
81	姫路市	19			4	23					17	17	34	2	
82	尼崎市	6		8	3	17				6	19	15	34	1	
83	明石市	12				12					25	15	40	5	
84	西宮市	7			1	8					6	6	12		
85	加古川	2		1		3					8	5	13	2	
86	宝塚市	4				4					1	1	2		
87	奈良市	13				13					7	8	15	5	
88	和歌山	6			2	8					10	4	14	2	
89	鳥取市	1				1					10	5	15		
90	松江市	14				14					21	9	30	1	
91	岡山市	28			4	32					50	32	82	19	
92	倉敷市	20			5	25					39	14	53	1	
93	広島市	28		3	1	32					42	39	81	8	
94	呉市	6				6					11	6	17	2	
95	福山市	21			1	22					19	21	40	10	
96	下関市	3			1	4					13	8	21		
97	徳島市	6		1	1	8					4	10	14	2	
98	高松市	24		1	1	26					53	35	88	6	
99	松山市	13		1	1	15					18	16	34	3	
100	高知市	13				13					17	7	24		
101	北九州市	3		2	6	11				2	23	13	36		
102	福岡市	3		5	1	9					19	13	32	1	
103	久留米	5				5					8	3	11		
104	佐賀市	29		1	1	31					33	24	57	5	
105	長崎市	12				12					39	43	82	10	
106	佐世保	24				24					33	27	60	14	
107	熊本市	35		1	1	37				2	30	27	57	6	
108	大分市	22			3	25					53	57	110	8	
109	宮崎市	23			2	25					18	17	35	4	
110	鹿児島	30				30					29	33	62	3	
111	那覇市										1	2	3		
	政令市計	2,048		186	123	2,357				102	2,859	2,315	5,174	404	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査 (第22条第1項)									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						計			
											昼間 立入	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
1	北海道										830		75				830		75	
2	青森県										358		1				358		1	
3	岩手県										523		65				523		65	
4	宮城県										548		20	1			549		20	
5	秋田県										706						706			
6	山形県										197		37				197		37	
7	福島県										418		131				418		131	
8	茨城県										759		176				759		176	
9	栃木県										462		233				462		233	
10	群馬県										287		52				287		52	
11	埼玉県	6									1,371		513				1,371		513	
12	千葉県										1,032		300				1,032		300	
13	東京都										470		145				470		145	
14	神奈川県										252		88				252		88	
15	新潟県				1						503		202	7	1		510		203	
16	富山県										155		62				155		62	
17	石川県										182		54				182		54	
18	福井県										235		53				235		53	
19	山梨県										299		89				299		89	
20	長野県										984		19				984		19	
21	岐阜県										718		255				718		255	
22	静岡県										364		73	21			385		73	
23	愛知県			1			1				2,412		410	3			2,415		410	
24	三重県										523		168	2			525		168	
25	滋賀県										360		96				360		96	
26	京都府										313		118				313		118	91
27	大阪府										850		302				850		302	196
28	兵庫県										360		28				360		28	121
29	奈良県										173		1				173		1	105
30	和歌山県										114		34				114		34	34
31	鳥取県										144						144			
32	島根県										123		13				123		13	
33	岡山県										422		54				422		54	186
34	広島県	1									654		38				654		38	
35	山口県										469		71				469		71	199
36	徳島県										246		27				246		27	106
37	香川県										361		56				361		56	145
38	愛媛県										292		18				292		18	105
39	高知県										152						152			
40	福岡県										437		4				437		4	27
41	佐賀県										293		71				293		71	
42	長崎県										1,161						1,161			
43	熊本県										359		66				359		66	
44	大分県										416		5				416		5	
45	宮崎県										711		115				711		115	
46	鹿児島県										283						283			
47	沖縄県										155		7				155		7	
	都道府県計	7		1	1		1				23,436		4,345	34		1	23,470		4,346	1,315
	政令市計	2	1								12,274	2	2,681	450	9	12,724	2	2,690	1,884	
	合計	9	1	1	1		1				35,710	2	7,026	484	10	36,194	2	7,036	3,199	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(2)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設 の設 置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等 の遵 守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
1	北海道	25	139	164	34		14	127	175										
2	青森県	33	71	104	11		7	99	117										
3	岩手県	37	50	87	50		23	16	89		1	1					1	1	
4	宮城県	33	58	91	14		4	73	91										
5	秋田県	26	145	171	23		18	130	171										
6	山形県	14	35	49	6			46	52										
7	福島県	25	114	139	38		23	83	144										
8	茨城県	99	399	498	55		35	416	506										
9	栃木県	141	17	158	13			187	200	72	16	88			11	77			88
10	群馬県	14	109	123	23		17	89	129		46	46	24		13	3		14	54
11	埼玉県	100	461	561	140	8	82	331	561	2	89	91	4		8	67		14	93
12	千葉県	143	242	385	150		74	166	390	4	27	31			12	5		14	31
13	東京都	3	78	81	8			74	82		78	78			3	54		79	136
14	神奈川県	6	9	15	2			13	15	10	16	26	3		13			14	30
15	新潟県	9	64	73	13	1	41	40	95	1	80	81			45	71		4	120
16	富山県		15	15	3		12		15										
17	石川県	13		13				13	13										
18	福井県	7	48	55	10		10	37	57		9	9			5		4	9	
19	山梨県	28	139	167	39		32	71	142	1	17	18			2	16			18
20	長野県	66	109	175	47		24	104	175	6		6			2	4			6
21	岐阜県	7	121	128	20		14	94	128		12	12			12				12
22	静岡県	15	57	72	14		5	53	72										
23	愛知県	127	1263	1390	125		1	1311	1437		71	71			71				71
24	三重県	23	124	147	19	1	35	92	147										
25	滋賀県	85	19	104			7	138	145										
26	京都府	12	1	13	9			4	13										
27	大阪府	34	152	186	68	1	29	92	190		97	97			51	31		16	98
28	兵庫県	7	6	13	4		2	7	13		3	3			2			1	3
29	奈良県	21	10	31	23			8	31		3	3				3			3
30	和歌山県	5	126	131		3	1	127	131		2	2				2			2
31	鳥取県	9		9	7			2	9										
32	島根県	41		41	8		13	29	50	3		3			3	1			4
33	岡山県	34	88	122	51		11	64	126	2	8	10			2	3		5	10
34	広島県	63		63	63				63										
35	山口県	34	42	76	9			27	36										
36	徳島県	4		4	4				4										
37	香川県	27	15	42	18		3	21	42										
38	愛媛県	7	23	30	11		9	10	30										
39	高知県	11	33	44	14		9	21	44										
40	福岡県	19	14	33	6		15	12	33										
41	佐賀県	21	49	70	14		2	54	70										
42	長崎県	13	37	50	12		8	30	50										
43	熊本県	12	6	18	10		1	7	18		2	2			1			1	2
44	大分県	5	4	9	5	1		3	9										
45	宮崎県	28	15	43	39			5	44										
46	鹿児島県	30		30	30				30										
47	沖縄県	49	224	273	28		13	237	278										
	都道府県計	1,565	4,731	6,296	1,290	15	594	4,563	6,462	101	577	678	31		239	354		167	791
	政令市計	670	834	1,504	670	2	116	744	1,532	42	232	274	7		54	109		132	302
	合計	2,235	5,565	7,800	1,960	17	710	5,307	7,994	143	809	952	38		293	463		299	1,093

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）							
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						計	
											昼間 立入	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの		(うち第5 条第2項に 係るもの)
1	札幌市										72		22				72	22
2	函館市										22		1				22	1
3	旭川市										37						37	
4	青森市										72		3				72	3
5	八戸市										84		2	10			94	2
6	盛岡市										37		9				37	9
7	仙台市										105		15				105	15
8	秋田市										81		1	8			89	1
9	山形市										43		17				43	17
10	福島市										90		4				90	4
11	郡山市										75		34				75	34
12	いわき市										194						194	
13	水戸市										14		5				14	5
14	つくば市										42		37				42	37
15	宇都宮市										87		31				87	31
16	前橋市										112			1			113	
17	高崎市										151		66				151	66
18	伊勢崎市										61		29				61	29
19	太田市										47		12				47	12
20	さいたま市										195		18				195	18
21	川越市										272		126				272	126
22	熊谷市										105		2				105	2
23	川口市										124						124	
24	所沢市										60		6				60	6
25	春日部市										67		12				67	12
26	草加市										38		7				38	7
27	越谷市										130		28				130	28
28	千葉市		1								152		1				152	1
29	市川市										122		5				122	5
30	船橋市										178		40				178	40
31	松戸市										63						63	
32	柏市										62		11				62	11
33	市原市										130						130	
34	八王子市										35						35	
35	町田市										56		20				56	20
36	横浜市										464		116				464	116
37	川崎市										279		17	4			283	17
38	相模原市										81		4				81	4
39	横須賀市										63		38	4	4		67	42
40	平塚市										101		64				101	64
41	藤沢市										89						89	
42	小田原市										42						42	
43	茅ヶ崎市										37						37	
44	厚木市										9		1				9	1
45	大和市										32						32	
46	新潟市										235		19	5			240	19
47	長岡市										64		9				64	9
48	上越市										112						112	
49	富山市										221						221	
50	金沢市										188		76	4	1		192	77
51	福井市										94		3				94	3
52	甲府市										38		1				38	1
53	長野市										121	2	16			2	121	16
54	松本市										101		42	1			102	42
55	岐阜市										156		56	2			158	56

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(4)

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域							地下水										
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容							
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の変更	特定地下浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1	札幌市	4		4	4			4											
2	函館市	1		1				1											
3	旭川市																		
4	青森市	5	36	41	5		24	12	41		1	1			1			1	
5	八戸市	5		5			5		5										
6	盛岡市	10	5	15			1	14	15										
7	仙台市	7	7	14	14				14										
8	秋田市	1		1	1				1	1				1				1	
9	山形市	2	15	17	7		1	9	17										
10	福島市	10	1	11	10		1		11										
11	郡山市	5		5	5				5										
12	いわき市	5		5	5				5										
13	水戸市	1	3	4	4		2		6										
14	つくば市	3		3	2		1		3	20		20		7	19			26	
15	宇都宮市	8		8	8				8										
16	前橋市	10		10	10		1		11										
17	高崎市	6		6	6				6										
18	伊勢崎市	13	9	22	13			9	22										
19	太田市	8	22	30	30				30										
20	さいたま市																		
21	川越市	41		41	41				41										
22	熊谷市	4	4	8	5			3	8										
23	川口市	21		21	21				21										
24	所沢市	3	4	7	5	1	1		7	3	3			3				3	
25	春日部市	4	9	13	4		9		13	12	12			1	10		1	12	
26	草加市	7	3	10	8			2	10										
27	越谷市	23		23	23				23	6	6				6			6	
28	千葉市	8		8	8				8										
29	市川市	10		10	10				10										
30	船橋市	25		25				25	25										
31	松戸市	7	2	9	7		2		9										
32	柏市	6		6	6				6										
33	市原市	4	1	5	4		1		5										
34	八王子市	1	2	3	1			2	3										
35	町田市	1		1				1	1										
36	横浜市	8	278	286				286	286	116	116						116	116	
37	川崎市	7	5	12	4			8	12	7	1	8					8	8	
38	相模原市	9		9	8			1	9	3	3				3			3	
39	横須賀市		3	3			3		3										
40	平塚市	22	1	23				23	23										
41	藤沢市																		
42	小田原市		8	8			7	2	9										
43	茅ヶ崎市	3	1	4	2			2	4										
44	厚木市									1	1			1				1	
45	大和市	1	3	4	2			2	4										
46	新潟市	20		20				20	20										
47	長岡市									9	9			9				9	
48	上越市	6	12	18	6			12	18										
49	富山市	7		7	7				7										
50	金沢市	7		7	7				7	13	13				13			13	
51	福井市	7	1	8	7			1	8										
52	甲府市	1	15	16				16	16										
53	長野市	1	8	9	9				9										
54	松本市		1	1				1	1	9	9			4	5			9	
55	岐阜市	4	30	34	4			30	34										

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

	改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査 (第22条第1項)									
	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数						計			
											昼間 立入	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	(うち第5 条第2項に 係るもの)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち、戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
56	静岡市										69		20				69	20		
57	浜松市										118		55				118	55		
58	沼津市										49						49			
59	富山市										149		39	50			199	39		
60	名古屋										248		16	5			253	16		
61	豊橋市										121		28				121	28		
62	岡崎市										88		7				88	7		
63	一宮市										186		25				186	25		
64	春日井市										93		48	2	2		95	50		
65	豊田市										100		20				100	20		
66	四日市市										76						76			
67	大津市										59						59			
68	京都市										151		113				151	113	13	
69	大阪市										811		703				811	703	37	
70	堺市										262		122				262	122	56	
71	岸和田市										47						47			
72	豊中市										24		10				24	10		
73	吹田市										67		18				67	18	20	
74	高槻市										96		12	5			101	12	37	
75	枚方市										94		18				94	18	16	
76	茨木市										25		16				25	16	7	
77	八尾市										125		1				125	1		
78	寝屋川市										10		4				10	4		
79	東大阪市										24		4				24	4	10	
80	神戸市										248		80				248	80	100	
81	姫路市										214		16	4			218	16	103	
82	尼崎市										225		10				225	10	153	
83	明石市										124		16				124	16	64	
84	西宮市										63						63			
85	加古川市										84		1				84	1		
86	宝塚市										11						11			
87	奈良市										57		11				57	11	22	
88	和歌山市										191			257			448		365	
89	鳥取市										1						1			
90	松江市										8		5				8	5		
91	岡山市										186						186		99	
92	倉敷市										339		8	43			382	8	311	
93	広島市										126		43				126	43	35	
94	呉市										104		22	9	2		113	24	49	
95	福山市										89		3	5			94	3	64	
96	下関市										99		4	9			108	4	69	
97	徳島市										82		29				82	29		
98	高松市										163		35				163	35	41	
99	松山市										98			6			104		58	
100	高知市										22						22			
101	北九州市										151		33	4			155	33	120	
102	福岡市										57		15				57	15		
103	久留米市										50		14				50	14		
104	佐賀市										47		2	1			48	2		
105	長崎市										80						80			
106	佐世保市										71						71			
107	熊本市										77		14	1			78	14		
108	大分市										201		1	10			211	1	35	
109	宮崎市										42		2				42	2		
110	鹿児島市	2									130		12				130	12		
111	那覇市																			
	政令市計	2	1								12,274	2	2,681	450		9	12,724	2	2,690	1,884

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(6)

水質汚濁防止法

	行政指導																	
	公共用水域									地下水								
	指導件数			指導内容						指導件数			指導内容					
	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下水浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
56	静岡市	9	21	30	5		25	30										
57	浜松市	6	21	27	5		5	17	27		25	25			11	16		27
58	沼津市		2	2			1	1	2									
59	富士市	6		6				25	25									
60	名古屋市	6	8	14		1		5	14									
61	豊橋市	27	12	39	39				39									
62	岡崎市	4		4	4				4	6	1	7	6		4	5	2	17
63	一宮市	4	37	41	4			37	41									
64	春日井市	19	17	36	19		10	9	38	10	10			3	7		10	
65	豊田市	7	15	22	10			12	22	2	2						2	2
66	四日市市		3	3	3				3									
67	大津市	11		11				11	11									
68	京都市	5		5	5				5									
69	大阪市																	
70	堺市	11		11	11				11									
71	岸和田市	6		6	6				6									
72	豊中市																	
73	吹田市	1	7	8				8	8	1	5	6				5	1	6
74	高槻市	2	38	40	9		1	30	40		1	1			1			1
75	枚方市	4	5	9				9	9									
76	茨木市										13	13			6	17		23
77	八尾市	48		48	48				48									
78	寝屋川市	1		1			1		1	1		1						1
79	東大阪市		29	29	29				29									
80	神戸市	14	20	34	32			2	34									
81	姫路市	4		4				4	4									
82	尼崎市		5	5	1			9	10		2	2					2	2
83	明石市																	
84	西宮市	2		2				2	2									
85	加古川市	2	13	15				15	15									
86	宝塚市																	
87	奈良市		10	10	3		7		10									
88	和歌山市	4		4				4	4									
89	鳥取市		1	1	1			1	2									
90	松江市																	
91	岡山市	17	19	36	31			5	36									
92	倉敷市	7		7	7				7									
93	広島市																	
94	呉市	1		1	1				1									
95	福山市	6	3	9	9				9									
96	下関市	7		7	7				7	3	1	4			4			4
97	徳島市		1	1	1				1									
98	高松市	18		18	18				18									
99	松山市	5	3	8				8	8									
100	高知市																	
101	北九州市	4	1	5				5	5									
102	福岡市																	
103	久留米市	6	7	13	4			3	7		1	1			1			1
104	佐賀市	7	20	27	4		2	24	30									
105	長崎市	1	6	7	2		5		7									
106	佐世保市	9		9				9	9									
107	熊本市	3	6	9	2			7	9									
108	大分市	2		2	2				2									
109	宮崎市	2	15	17	17				17									
110	鹿児島市																	
111	那覇市																	
	政令市計	670	834	1,504	670	2	116	744	1,532	42	232	274	7		54	109	132	302

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（7）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	北海道		14	14	14			14								
2	青森県		7	7	7			7								
3	岩手県		23	23	21		2	23								
4	宮城県	2	2	4	4			4								
5	秋田県		18	18	16		2	18								
6	山形県															
7	福島県		23	23	23			23								
8	茨城県		35	35	28		10	38								
9	栃木県															
10	群馬県	1	16	17	16		1	17								
11	埼玉県	10	72	82	74		8	82								
12	千葉県	34	40	74	52	1	21	74								
13	東京都															
14	神奈川県															
15	新潟県	2	39	41	38		3	41								
16	富山県		12	12	12			12								
17	石川県															
18	福井県		10	10	5	1	4	10								
19	山梨県		32	32	32			32								
20	長野県	10	13	23	17	4	3	24								
21	岐阜県		14	14	5	11	2	18								
22	静岡県	1	4	5	5			5								
23	愛知県	1	1	2	2			2								
24	三重県	5	30	35	23	12		35								
25	滋賀県	3	4	7	7			7								
26	京都府															
27	大阪府		29	29	27		2	29								
28	兵庫県		2	2	2			2								
29	奈良県															
30	和歌山県	1		1	1			1								
31	鳥取県															
32	島根県	11		11	13			13								
33	岡山県	4	7	11	11	4	4	19								
34	広島県															
35	山口県															
36	徳島県		1	1	1			1		6	6	5	1			6
37	香川県	2	1	3	1	2		3								
38	愛媛県		9	9	9			9								
39	高知県		9	9	9			9								
40	福岡県	1	14	15	15			15								
41	佐賀県		2	2	2			2								
42	長崎県		8	8	8			8								
43	熊本県		1	1	1			1								
44	大分県		1	1	1			1								
45	宮崎県															
46	鹿児島県															
47	沖縄県	10	3	13	11	8	10	29								
都道府県計		98	496	594	513	43	72	628		6	6	5	1			6
政令市計		6	83	89	82	6	2	90	1		1		1			1
合計		104	579	683	595	49	74	718	1	6	7	5	2			7

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(8)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	札幌市															
2	函館市															
3	旭川市															
4	青森市		24	24	24			24								
5	八戸市															
6	盛岡市		1	1	1			1								
7	仙台市															
8	秋田市															
9	山形市		1	1	1			1								
10	福島市		1	1	1			1								
11	郡山市															
12	いわき市															
13	水戸市															
14	つくば市	1		1	1			1								
15	宇都宮市															
16	前橋市		1	1	1			1								
17	高崎市															
18	伊勢崎市															
19	太田市															
20	さいたま市															
21	川越市															
22	熊谷市															
23	川口市															
24	所沢市		1	1	1			1								
25	春日部市		9	9	9			9								
26	草加市															
27	越谷市															
28	千葉市															
29	市川市															
30	船橋市															
31	松戸市		2	2	2			2								
32	柏市															
33	市原市		1	1	1			1								
34	八王子市															
35	町田市															
36	横浜市															
37	川崎市															
38	相模原市															
39	横須賀市		3	3	3			3								
40	平塚市															
41	藤沢市															
42	小田原市		6	6	2	5		7								
43	茅ヶ崎市															
44	厚木市															
45	大和市															
46	新潟市															
47	長岡市															
48	上越市															
49	富山市															
50	金沢市															
51	福井市															
52	甲府市															
53	長野市															
54	松本市															
55	岐阜市															

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等(9)

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導														
		排水							特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
56	静岡市	4	4	8	8			8								
57	浜松市		5	5	5			5								
58	沼津市		1	1	1			1								
59	富士市															
60	名古屋															
61	豊橋市															
62	岡崎市															
63	一宮市															
64	春日井市		10	10	10			10								
65	豊田市															
66	四日市市															
67	大津市															
68	京都市															
69	大阪市															
70	堺市															
71	岸和田市															
72	豊中市															
73	吹田市															
74	高槻市		1	1	1			1								
75	枚方市															
76	茨木市															
77	八尾市															
78	寝屋川市	1		1		1		1	1		1		1			1
79	東大阪市															
80	神戸市															
81	姫路市															
82	尼崎市															
83	明石市															
84	西宮市															
85	加古川市															
86	宝塚市															
87	奈良市		7	7	5		2	7								
88	和歌山市															
89	鳥取市															
90	松江市															
91	岡山市															
92	倉敷市															
93	広島市															
94	呉市															
95	福山市															
96	下関市															
97	徳島市															
98	高松市															
99	松山市															
100	高知市															
101	北九州市															
102	福岡市															
103	久留米市															
104	佐賀市															
105	長崎市		5	5	5			5								
106	佐世保市															
107	熊本市															
108	大分市															
109	宮崎市															
110	鹿児島市															
111	那覇市															
政令市計		6	83	89	82	6	2	90	1		1		1			1

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
水産食料品製造業（3）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）
保存食料品製造業（4）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数
飲料製造業（10）	2	水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数
その他無機化学工業製品製造業（27）	1	銅（Cu）
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	水素イオン濃度（pH）、ほう素（B）、ふっ素（F）
弁当仕出屋・弁当製造業（66の5）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、ノルマルヘキサン抽出物質（n-Hex）
飲食店（66の6）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、
指定地域特定施設	1	水素イオン濃度（pH）、化学的酸素要求量（COD）

○一時停止命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
電気めっき施設（66）	1	シアン化合物

○改善命令（第13条第2項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
特定事業場からの排水処理施設（74）	1	鉛（Pb）、ふっ素（F）、アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素

○改善命令（第13条の3第1項）

違反業種・施設名	件数
電気めっき施設（66）	1

○一時停止命令（第13条の3第1項）

違反業種・施設名	件数
電気めっき施設（66）	1

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違 反 (第30条)	その他水質汚 濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
1	北海道			10				20	11			
2	青森県							4				
3	岩手県			3				10				
4	宮城県			2		1		2				
5	秋田県											
6	山形県			4				12	1			
7	福島県			3				3				
8	茨城県			5	1				1			
9	栃木県			1		1		1				
10	群馬県			2				1				
11	埼玉県			14				2				
12	千葉県			6	2			5	1			
13	東京都											
14	神奈川県			1	1			1				
15	新潟県			7	4			9	2			
16	富山県			4				2	1			
17	石川県			2				3				
18	福井県			5		1		3				
19	山梨県			5				2				
20	長野県			5				5				
21	岐阜県			9	1			17	2			
22	静岡県			7	1		2	3				
23	愛知県			13	1	2	1	4				
24	三重県			2				9				
25	滋賀県			9				5				
26	京都府			1	1							
27	大阪府			2		1		3				
28	兵庫県			2				1				
29	奈良県							1				
30	和歌山県			1								
31	鳥取県			1								
32	島根県			1								
33	岡山県			1				1				
34	広島県							2				
35	山口県											
36	徳島県							3				
37	香川県			2				1				
38	愛媛県			1		1		4				
39	高知県											
40	福岡県			5				1				
41	佐賀県								1			
42	長崎県			4				3	1			
43	熊本県					1		1	1			
44	大分県											
45	宮崎県			1								
46	鹿児島県			2				3				
47	沖縄県			6								
都道府県計				149	12	8	3	147	22			
政令市計				1	73	8	5	65	20			
合計				1	222	20	13	212	42			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違 反 (第30条)	その他水質汚 濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
1	札幌市							5	15			
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市							1				
5	八戸市							1				
6	盛岡市											
7	仙台市							3	2			
8	秋田市				1			1				
9	山形市					1						
10	福島市				1			1				
11	郡山市				2							
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市				4							
16	前橋市											
17	高崎市				1			1				
18	伊勢崎市											
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市											
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市							2				
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市											
29	市川市				1							
30	船橋市											
31	松戸市				3							
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市											
35	町田市							1				
36	横浜市					2	1	4				
37	川崎市				1		1					
38	相模原市						1					
39	横須賀市											
40	平塚市						1					
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市				3			3				
47	長岡市				1	1		2				
48	上越市											
49	富山市											
50	金沢市				1							
51	福井市							5				
52	甲府市							2				
53	長野市											
54	松本市											
55	岐阜市											

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違 反 (第30条)	その他水質汚 濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)								緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項		第4項		
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令		
56	静 岡 市			3				2				
57	浜 松 市			3	2		1					
58	沼 津 市											
59	富 士 市			8				3				
60	名 古 屋 市											
61	豊 橋 市			1								
62	岡 崎 市											
63	一 宮 市						1					
64	春 日 井 市											
65	豊 田 市			1								
66	四 日 市 市											
67	大 津 市 市											
68	大 京 都 市 市			2				1				
69	大 阪 市 市											
70	堺 市 市							1				
71	岸 和 田 市			1								
72	豊 中 市											
73	吹 田 市											
74	高 槻 市											
75	枚 方 市											
76	茨 木 市											
77	八 尾 市											
78	寝 屋 川 市											
79	東 大 阪 市											
80	神 戸 市			1				4				
81	姫 路 市							2				
82	尼 崎 市			14					3			
83	明 石 市											
84	西 宮 市											
85	加 古 川 市											
86	宝 塚 市											
87	奈 良 市											
88	和 歌 山 市											
89	鳥 取 市											
90	松 江 市			1								
91	岡 山 市			2				3				
92	倉 敷 市	1					4					
93	広 島 市			4				1				
94	呉 市											
95	福 山 市							2				
96	下 関 市						1					
97	徳 島 市			2	2							
98	高 松 市							1				
99	松 山 市			2								
100	高 知 市			1				2				
101	北 九 州 市			2			1					
102	福 岡 市							1				
103	久 留 米 市							1				
104	佐 賀 市			1				3				
105	長 崎 市							2				
106	佐 世 保 市											
107	熊 本 市			2								
108	大 分 市			3				3				
109	宮 崎 市			1				1				
110	鹿 児 島 市											
111	那 覇 市											
	政 令 市 計	1		73	8	5	8	65	20			

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
生コンクリート製造業（55）	1

項目別内訳

違反項目	件数
水素イオン濃度（pH）	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼玉県	512						10			5,345
	千葉県	172						4			1,986
	東京都	74						9			1,234
	神奈川県	2									147
	都府県計	760						23			8,712
	政令市計	713							1 (1)		6,010
	合計	1,473						107			14,722
伊 勢 湾	岐阜県	776						11			5,443
	愛知県	1,125			49 (35)			41			6,840
	三重県	505									3,212
	都府県計	2,406			49 (35)			52			15,495
	政令市計	670			1 (1)			37			4,383
	合計	3,076			50 (36)			89			19,878
	瀬 戸 内 海	京都府	138						2		
大阪府		254						15			1,518
兵庫県		575						18			3,896
奈良県		364									1,969
和歌山県		152						9			1,012
岡山県		346						4			2,493
広島県		512						7			2,753
山口県		390						19			2,465
徳島県		251						19			3,015
香川県		285						12			2,632
愛媛県		341						18			2,958
福岡県		84						3			440
大分県		299						4			3,169
都府県計		3,991						130			29,615
政令市計	1,536						80			12,303	
合計	5,527						210			41,918	
都府県合計	7,157				49 (35)			205		53,822	
政令市合計	2,919				1 (1)			1 (1)		22,696	
合計	10,076				50 (36)			406		76,518	

(注) 「その特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
		第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場					
						その他					
東 京 湾	さいたま市	63									777
	川越市	37						1			
	熊谷市	56						2			276
	川口市	23						16			264
	所沢市	18						2			134
	春日部市	20						2			291
	草加市	7									102
	越谷市	22						22			302
	千葉市	32						5			584
	市川市	77									320
湾	船橋市	65						2			254
	松戸市	35						2			245
	柏市	6									15
	市原市	87						3			372
	八王子市	21									385
	町田市	9									180
	横浜市	67						8			1,038
	川崎市	59						19	1 (1)		458
	横須賀市	9									13
	政令市計	713						84	1 (1)		6,010
伊 勢 湾	岐阜市	67									697
	名古屋市	72						10			502
	豊橋市	88						4			569
	岡崎市	63						3			345
	一宮市	61						1			354
	春日井市	75				1 (1)		3			384
	豊田市	131						7			755
	四日市市	113						9			777
	政令市計	670				1 (1)		37			4,383
	瀬 戸 内 海	京都市	25								
大阪市		24									17
堺市		78						0			252
岸和田市		13									172
豊中市		2									66
吹田市		7									60
高槻市		9									116
枚方市		22									114
茨木市		3							1		101
八尾市		8									262
海	寝屋川市	1									6
	東大阪市	12						5			119
	神戸市	85						6			750
	姫路市	99						2			384
	尼崎市	20						19			57
	明石市	19						2			48
	西宮市	13									157
	加古川市	28						3			197
	宝塚市	7						1			
	奈良市	33									286
海	和歌山市	131						2			689
	岡山市	129						3			960
	倉敷市	129						12			582
	広島市	64						1			890
	呉市	43						4			547
	福山市	70						2			660
	下関市	55						4			538
	徳島市	104						3			606
	高松市	62						2			1,011
	松山市	90						4			599
海	北九州市	58						4			144
	大分市	93									1,118
	政令市計	1,536						80			12,303
政令市合計	2,919				1 (1)		201	1 (1)		22,696	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項届出	第8条第4項届出	第9条 届出			第10条第3項届出	第12条の8届出
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計			氏名等変更	使用廃止	計		
京都府	7	6		1	8	7		1						11	9	20	2	
大阪府	14	13		1	20	17		3						32	21	53	3	
兵庫県	27	22		5	45	43		2				8		39	36	75	6	
奈良県	2	2		1	5	4		2						19	26	45	4	
和歌山県	4	4			10	10								11	4	15	2	
岡山県	26	25		1	15	12		3				2		17	13	30	6	
広島県	12	12			13	13								37	8	45	2	
山口県	27	24		3	66	60		6						33	11	44	3	
徳島県	17	15		2	24	24								17	13	30	1	
香川県	12	12			14	14						1		24	10	34	4	
愛媛県	16	12		4	30	26		4					11	26	20	46	3	
福岡県	2	2			5	5								9	3	12	2	
大分県	11	10		1	6	5		1			1	1		13	7	20		
都道府県計	177	159		19	261	240		22			1	23		288	181	469	38	
京都市																		
大阪市	2	2			1	1						1		1	1	2		
堺市	2	2			4	3		1						9	3	12	1	
豊中市																		
高槻市	3	4			3	4								1	2	3		
枚方市	4	2		2	8	7		1						4	4	8		
東大阪市																		
神戸市	13	10		3	15	15						2		5	11	16	2	
姫路市	6	4		2	12	11		1						6	5	11		
尼崎市	4	4			18	17		1				1		7	10	17		
西宮市	2	2			1	1								2		2	1	
奈良市														3		3		
和歌山市					2	2								12	3	15	1	
岡山市	4	4			6	6								14	4	18	2	
倉敷市	18	16		2	25	22		3				3		24	20	44	2	
広島市	2	2			5	5									2	2		
呉市					4	4								4	1	5		
福山市	3	2		1	7	5		2						6	3	9	1	
下関市	2	2			4	4								9	3	12	2	
徳島市	9	11			8	9								5	4	9		
高松市	1	1			2	2								10	2	12	1	
松山市	5	5			16	16						2		11	5	16	1	
北九州市	11	10		1	18	16		2						21	11	32	3	
大分市	10	10			10	10								15	6	21		
政令市計	101	93		11	169	160		11				9		169	100	269	17	
合計	278	252		30	430	400		33			1	32		457	281	738	55	

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

	施設区分(*1)	釜戸ダム貯水池		八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼		諏訪湖		野尻湖		琵琶湖			中海			宍道湖		児島湖			総数						
		宮城	秋田	秋田	栃木	茨城	千葉	つくば	千葉	千葉	船橋	千葉	松戸	柏	長野	長野	滋賀	大津	京都	京都	鳥取	島根	松江	島根	松江	岡山	岡山	倉敷							
		県	県	市	県	県	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	府	府	県	県	市	市	市	市	市		市					
湖沼特定施設(みなし指定地域施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		3			33		59	5		5			14	2			85	16			4	5	1	5		1	1		239			
			(2)				3			4											1											8			
			(3)																									2				2			
		第7条届出	(1)					21		35	5	1	2			3	2				88	3			1	11		8					180		
			(2)					2			3											2						1				8			
			(3)																																
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																															
				(2)																															
				(3)																															
	(第7条関係)		(1)																																
			(2)																																
			(3)																																
	計	(1)																																	
		(2)																																	
		(3)																																	
	第6条届出	(1)																																	
		(2)																																	
		(3)																																	
	第10条届出	氏名等変更	(1)		3			20		18	18	1	2			10	10			67	8			8	5		38	1	1			210			
			(2)					11			23					2					7				1		1	11		1	4		61		
			(3)																																
		使用廃止	(1)		5			8		43	2	1	3			1	8	3			62	10			3	4	1	12	1				167		
			(2)					4		1	3							2			10				2	1	3		1				27		
			(3)																																
	第11条届出	(1)					3		11						1	1				7			2					2				27			
		(2)					4			2							1				1						1					9			
		(3)																																	
湖沼法	第8条(計画変更命令等)																																		
	第10条(改善命令等)																																		
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																																	
		第16条届出																																	
		第17条第1項届出																																	
		第17条第2項届出	氏名等変更																																
			使用廃止																			2						1						3	
		第18条届出																																	
第20条(改善命令等)	第1項																																		
	第2項																																		
立入検査数	昼間立入件数		3	20			59		6	34	24	20	1		30	57							17							40		311			
	夜間立入件数																																		
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		5		35		8	3	3			11	7				22	1									10		105				
			口頭		1		44		14			1				4		7											9		80				
		内容	処理施設の改善				8		14	3		1		11	4														19		60				
			排水の一時停止																																
	湖沼法第24条による指導	文書			6		71		7	3				7		29	1															124			
口頭																																			

(注) *1：施設区分 (1)：湖沼特定施設 (2)、(3)を除く、(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設
 *2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成26年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	267,328	265,356	263,294	262,635
ア 全特定事業場数	266,875	264,924	262,872	262,187
① 50m ³ /日以上 うち有害物質使用特定事業場	3,813(2)	3,785(2)	3,681(1)	3,694(1)
② 50m ³ /日未満 うち有害物質使用特定事業場	11,207(5)	11,001(0)	10,966(1)	10,764(1)
③第5条第3項	4,269	4,118	3,967	3,908
イ 有害物質貯蔵指定事業場数 うち有害物質貯蔵指定施設のみ	3,309 453	3,663 432	3,813 422	3,766 448
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (63,476) 2. 自動式車両洗浄施設 (30,842) 3. 畜産農業 (27,399)	1. 旅館業 (64,183) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,102) 3. 畜産農業 (27,117)	1. 旅館業 (61,959) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,215) 3. 畜産農業 (26,179)	1. 旅館業(64,123) 2. 自動式車両洗浄施設 (31,637) 3. 畜産農業(26,447)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	8件	5件	12件	11件
②一時停止命令	3件	0件	0件	2件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	41,110件	37,810	38,163件	36,194件
（昼間立入）	(40,600件)	(37,318件)	(37,653件)	(35,710件)
（夜間立入）	(510件)	(492件)	(510件)	(484件)
6 行政指導	8,872件	8,243	8,818件	8,752件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	4事業場	3事業場	2事業場	1事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反 （水質総量規制関連を含む）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。